

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 5 件 |
| 国民年金関係                        | 5 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年3月まで

毎年、雇用期間が終わると勤務先の担当者が、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が保険料を毎月、同市役所の集金人に納付していた。唯一、保険料を納付できなかった記憶があるのは、夫が入院していた昭和58年ごろだけであり、60年に夫が亡くなって以降も、やっとの思いで納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び昭和58年12月から59年3月までの期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており国民年金の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間が国民年金の資格取得記録として追加処理されたのは、平成4年1月7日であり、この時点では、過年度納付が可能であることから、納付意識の高かった申立人は、この期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、未納とされていた昭和62年1月の保険料は、申立人の照会により、納付されたものとして平成20年8月7日に、社会保険庁で納付記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金は、昭和 40 年 1 月に結婚した時、義父が加入手続をし、家族 4 人分の国民年金保険料を、自治会納税部を通じて納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父は、国民年金制度が発足した当初から国民年金に加入しており、家族 4 人分の保険料を同一時期に前納若しくは納付期限内に納付していることが確認でき、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人の家族に生活上の大きな変化は認められず、申立人の義父が申立期間の 3 か月だけ納付しなかったのは不自然である上、申立人の夫には保険料の未納が無い。

加えて、申立期間当時、町の納付組織で保険料を納付していたとする申立人の供述は、同町における当時の保険料収納方法とも一致しており、その供述は客観的事実に符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から43年3月まで  
昭和39年6月ごろ、私が役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、当時の妻が納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿や確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の当時の妻からは聴取することができないため、納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和43年9月ごろに加入手続し、資格取得日を37年5月の20歳到達時まで<sup>さかのぼ</sup>遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、43年9月に申立人が国民年金の加入手続をしていたとすれば、申立期間の一部は時効であり納付することはできない。

加えて、申立人の当時の妻は、申立期間について国民年金に加入していた形跡が無いなど、過年度保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年4月までの期間及び39年1月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年4月まで  
② 昭和39年1月から40年3月まで

私は、私の姉の夫が役場で国民年金の仕事をしていたので、その人に頼んで昭和41年4月に国民年金の加入手続をし、その人が自宅まで集金に来てくれたので申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は、昭和41年4月に、国民年金保険料をまとめて納付したと供述するだけで、申立期間の国民年金保険料の金額は覚えておらず、当時の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を収納したとする役場の職員であった申立人の姉の夫は既に亡くなっていることから、当時の状況が不明である。

さらに、昭和41年4月当時、当該町では国民年金保険料の集金による収納は現年度保険料だけであったとしており、申立人がまとめて納付したとする保険料は、この時点で現年度納付が可能であった昭和40年度の保険料の納付とを勘違いしている可能性を否定できない。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたとする昭和41年4月時点において、申立期間①は時効のため保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から40年3月まで

私の国民年金は、昭和37年1月ごろ、父親が加入手続をし、農業協同組合の組合員勘定で納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人の前後の記号番号を持つ任意加入者の資格取得日から昭和40年11月ごろと推認され、資格取得日を37年1月の20歳到達時点まで遡<sup>さかのぼ</sup>って加入手続が行われたものと推察されるが、40年11月ごろに加入手続をしたとすれば、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない。

加えて、町の記録によると、申立人の両親は、昭和36年4月から38年3月までの期間及び同年7月から41年3月までの期間の保険料を44年11月21日に追納した記録になっており、申立期間について、申立人の国民年金保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年4月までの期間及び61年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から49年4月まで  
② 昭和61年2月及び同年3月

申立期間当時の国民年金保険料はA市出張所で納付書により納付していた。会社を退職するたびに社会保険事務所で年金記録を確認してもらい、国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付方法について、半年分か1年分の国民年金保険料をまとめて納付したと申し述べるだけで、当時の保険料額や納付時期等の保険料納付に係る記憶が曖昧であり納付状況が明らかでない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間①直後の昭和49年5月29日に国民年金に任意加入し、申立期間②直後の61年4月1日に国民年金第1号被保険者の資格を取得しているが、申立期間①及び②は任意加入対象期間であり、制度上、資格取得日を厚生年金保険の資格喪失日まで遡ることはできず、国民年金保険料も遡って納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

国民年金の加入手続は、昭和37年10月ごろ、父親が手続し、申立期間の保険料は、父親が納付していたはずであり、私が37年に結婚して間もなく、父親が国民年金手帳をもってきてくれたと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月の国民年金第3号被保険者制度発足時に、社会保険事務所において、61年7月から同年12月までの間に第3号被保険者資格を取得した被保険者に付番していたことが確認でき、申立人が、この時に国民年金に加入手続し、資格取得日を同年4月1日まで遡<sup>さかのほ</sup>ったとすれば、申立期間は時効であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。